延長保証スタンダードプロテクトサービス規約

制定：２０１３年6月３日

第１条　　適用範囲

１．本規約は、シネックスインフォテック株式会社（以下「当社」という。）が提供する延長保証スタンダードプロテクトサービス（以下「本サービス」という。）に関する利用条件等を規定したものです。
本サービスは、第３条に定める対象製品（以下「対象製品」という。）を購入頂いた法人を対象に付帯するものとします。ただし、対象製品の購入者から、当社指定の様式による本サービスの加入申込手続を行い（第４条に記載）本サービスの契約（第１０条に記載）が成立していることを条件とします。なお、本サービスの契約が成立した対象製品の購入者を、以下「使用者」といいます。

２．本サービスの適用範囲は日本国内とします。なお、対象製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼は、本サービス対象外とします。

３．本サービスは、第５条に定める本サービスの有効期間中、次項に定める加入製品に故障が発生した場合、メーカー保証書に記載されている内容および以下の各条項に基づいて、加入製品を無償で修理することをその内容とします。

第２条　　本サービスに関する業務の委託

当社が提供する本サービスに関する業務は、延長保証サービス代行会社である株式会社ワランティマート（以下「ワランティマート」という。）に委託し、ワランティマートは本サービスの運営に必要な業務の一切を行うものとします。

第３条　　対象製品

本サービスの対象製品は、デスクトップ PC、ノート PC、タブレット PC とします。なお、対象になるメーカーは別途、別紙にて定めるものとします。また、車両や船舶での使用を前提とした製品は除きます。

第４条　　本サービスの申込み

１．対象製品の購入者は、対象製品の購入と同時に、「延長保証キット」（以下「本キット」という。）を購入する事ができます。購入者は、本キットに記載されている当社所定の方法により、対象製品および本キットの購入から１ヶ月以内（以下「申込み期間」という。）に、本サービスの提供を受けるために必要な申込者の情報、および製品情報（以下総称して「登録情報等」という。）を延長保証キットに記載のある方法で登録し、本サービスの加入を申し込む（以下「加入申込み」という。）ものとします。

２．申込み期間経過後は、加入申込みが行えなくなることを、申込者はあらかじめ承諾するものとします。なお、その場合であっても申込者は本キットの返却や返金を受けることはできません。

３．加入申込み手続きは、対象製品および本キットの購入者自身が自らを申込者として行うものとします。また、加入申込み手続きは１製品ごとに行う必要があり、加入申込みは本キットと同時に購入した対象製品に限られるものとします。

４．申込者は、購入した本キットを、前項の加入申込みのためにのみ使用するものとし、本キットを、譲渡または販売することができないものとします。

５．申込者による加入申込みが行われた場合、ワランティマートは、遅滞なくこれを確認し、不備等がなければ延長保証加入者証（以下「延長保証加入者証」という。）を書面もしくは電磁的方法により発行します。なお、延長保証加入者証が発行された申込者を以下「加入者」といい、延長保証加入者証は再発行できないものとします。

６．当社は、延長保証加入者証に記載された加入製品について、加入者からの修理依頼に基づき、延長保証加入者証に修理上限金額の記載がある場合は当該金額を、記載のない場合は加入製品の購入金額（税込）を修理上限（延長保証加入者証記載の修理上限金額と併せて、以下「修理上限金額」という。）として、本サービスを提供するものとします。ただし、加入手続きが完了していない場合、当社は本サービスを提供しません。なお、修理上限金額は、修理１回あたりの上限を定めたものとします。

第５条　　本サービスの有効期間

１．本サービスが効力を有する期間（以下「本サービス期間」という。）は、延長保証加入者証に記載された延長保証期間とし、本サービス期間中、修理回数に制限はないものとします。また、メーカー保証期間内に初期不良等で加入製品のメーカーおよび販売店より代替機が提供された場合でも、本サービス期間は変更されません。

２．第６条にある代替機が供与された時点で当該機器の本サービス期間は終了するものとします。

３．本サービス期間中であっても、加入製品のメーカー保証期間中はメーカー保証対応とします。

第６条　　本サービスの内容

１．自然故障による故障の修理サービス

本サービスにおいて、自然故障とは対象機器のメーカー保証が保証する故障をいいます。本サービスの有効期間中に自然故障が発生した場合、メーカー保証が適用される当初１年間はメーカー保証による修理が適用され、残りの期間は本サービスによる修理を行います。

１）使用者より修理の要求があった場合、可及的速やかに修理を行います。但し、使用者はあらかじめ所定の場所へ故障した対象製品を送付する事とします。

２）修理にかかる費用が、対象製品の再購入価格を超える場合または修理不可能な場合は、同等機能を有する機械と交換する事とします。また、代替機交換が行われた時点で本サービスは解除され、停止されるものとします。

３）代替機の提供にあたって、加入者は当社に対して機種または品名その他の指定を行う事は出来ないものとします。

４）代替機の提供は製品のみを対象とし、代替品提供の差異にかかる脱着費（工事費、材料費および諸経費等を含む。）廃家電処理（リサイクル法による）費用等は対象外とします。

５）本サービスの有効期間中、対象製品の購入金額を上限として何度でも修理を行うことができるものとします。

６）免責金額（修理等における使用者の負担金額）はゼロ円とします。

７）修理等を行う対象機器にインストールされた各種ソフトウェアおよび一切の個別データは保証の対象となりません。修理等によりこれらが失われる場合および 0S 等のバージョン等が変わる場合があることを使用者はあらかじめ承諾するものとします。

２．本サービスの対象とならない主なもの

次の各号に該当する場合は、本サービスの対象外とします。(主なもの)

a. 落下、水没、火災、落雷、破裂、爆破、水災、雪害、風災を原因とする破損および物損事故による故障。
b. 地震、噴火、津波によって生じた損害。
c. 詐欺、横領によって生じた損害。
d. 原子力によって生じた損害
e. 使用者もしくは同一世帯の親族の故意又は重大な過失または法令違反に起因する損害。
f. 戦争、暴動又は公共の機関による差し押さえ、没収、徴発、破壊、または処分によって生じた損害。
g. ワランティマートもしくは対象製品のメーカー以外の者により修理が実施された場合、または対象製品に改造もしくは加工が施された場合。
h. メーカーの定める消耗品以外を使用したことにより生じた対象製品の故障または損傷。
i. 対象製品の機能および使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含む)。
j. 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当するもの。
k. 不適切な使用または管理の不備によって生じた対象製品の故障、傷、錆、カビ等。
l. 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用)、維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備によって生じた対象製品の故障または損傷。
m. 虫食い、ねずみ食い、変質・変色・その他類似の事由によって生じた対象製品の故障または損傷。
n. 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・ガス害・塩害・公害および異常電圧・その他類似の事由によって生じた対象製品の故障または損傷。
o. 盗難、置き忘れまたは紛失等、対象製品の損害の確認が取れない場合。
p. 対象製品のメーカーがリコール等を行った後のリコールの原因となった部位にかかる対象製品の修理。
q. 対象製品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用および諸経費。
r. 対象製品が、本サービス以外の保証（対象製品のメーカー保証、対象製品の部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により保証される場合。
s. 対象製品以外の装置に起因する事故の修復。
t. 使用者が独自に所有している記憶内容の修復。
u. 対象製品の液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下の修復。
v. 装置に接続された回線の故障及び装置以外の製品の故障に起因した修復。
w. 装置で固有に指定した消耗部品（ＡＣアダプター、マウス）指定耐用年数超過後の交換部品（組部品・バッテリー)、オーバーホール（整備・点検)、並びに周辺機器の消耗品（各種メディア類、印刷セット、トナー、印字用紙等)。
x. 対象製品内蔵のハードディスクまたはＳＳＤ修理・交換時のプレインストール状態への復旧。
y. ソフトウェア不具合や相性ならびに、ウィルス等による不具合の復旧。
z. 設置場所の変更に要する費用。
aa. 再販（リユース)・譲渡を目的とした整備・点検。

ab. その他、操作指導等、本サービスの適用が不可能な損害等。
ac. 延長保証加入者証の情報ご連絡先および修理依頼製品に相違がある場合。
ad. 加入製品を譲渡または販売し、名義および使用人が変更になった場合。
ae. 加入製品の部品交換を伴わない調整および手直し修理（清掃、リカバリー、設定等で完了する場合。）
af. 加入製品の付属部品、周辺機器、アクセサリー等、加入製品以外の製品の故障や相性に起因した故障または損傷。
ag. 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下も同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

第７条　　修理などの対応方法および受付時間

１．本サービス期間中に、加入製品の取扱い説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で加入製品に故障が生じた場合、加入者は延長保証加入者証に記載のコールセンター（以下「コールセンター」という。）に修理を依頼することとします。
２．修理を依頼された加入製品（以下「修理依頼品」という。）は、当社または当社指定のサービス業者が、登録された加入者の住所または加入者指定の場所において引き取るものとします。なお、修理依頼品の引き取りに要する費用は当社負担とします。
３．当社は、修理が完了した加入製品（以下「修理完了品」という。）を、加入者指定の場所に送付するものとします。なお、修理完了品にかかる送料は当社負担とします。
４．本サービスの修理受付はワランティマートまたは所定の場所の営業時間内とします。

第８条　　報告義務

加入者は次の場合、速やかにコールセンターに連絡しなければなりません。
１）延長修理サービス期間終了前に、申込み情報に変更があった場合。
２）加入製品に対する代替品がメーカー等より提供された場合。
前各号に関して連絡が為されない場合、本サービス期間内であっても、本サービスの対象とならない場合があります。

第９条　　間接損害

次の損害等については本サービスの対象とならないものとします。
１）加入製品の故障または損傷に起因して他財物（ソフトウェアを含む。）に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
２）加入製品の故障または損傷に起因して、加入製品、その他財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
３）加入製品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む。）

第１０条　　契約の成立

１．本サービスにかかる契約は、対象製品の購入者が第４条に定める本サービスの申込を行い当社が当該申込を承諾し、かつ本サービスの料金の受領を確認した時点で成立するものとします。

２．当社は、第４条に定める本サービスの申込において記載もれ、または虚偽の記載がなされていた等の瑕疵がある場合、または当該加入申込を不当と判断した場合には、本サービスの加入申込を承諾しないことがあります。

第１１条　　使用者及び当社の遵守事項

１．使用者は当社が本サービスを提供するにあたり必要と判断したデータおよび情報等を、当社およびワランティマートに提供するものとします。

２．使用者は、ワランティマートが依頼する問題解決に必要と判断した予防または修正のための作業をすみやかに実施するものとします。

３．本サービスにより当社およびワランティマートが使用者に提供した情報その他著作物は、その使用者のみ利用することができるものであり、使用者は当社およびワランティマートの書面による事前の承諾なくして、その情報ならびにその他著作物を第三者に利用させないものとします。

４．使用者は、氏名等、届出内容に変更があった場合は、すみやかにワランティマートへ届出るものとします。使用者がこの届出を怠った場合、当社は使用者に対して本サービスを提供しないことがあります。

５．使用者は、対象製品に関する所有権または使用権等を保有することとし、対象製品を適法に利用することとします。万が一、適法に利用していないことが判明した場合には、当社はその使用者に対する本サービスの提供を中止することができるものとします。

６．使用者は、いかなる理由でも、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、貸与、販売しないものとします。また、使用者はワランティマートより通知された使用者番号を第三者に譲渡貸与、販売等するなどして利用させないものとします。

７．使用者は、ワランティマートより通知された使用者番号および使用者証を自己の責任をもって管理するものとし、その不正使用が行われた場合であっても、当社およびワランティマートは一切の責任を負わないものとします。

第１２条　　機密保持

使用者、当社およびワランティマートは、本規約の履行により知り得た相手方の業務上の秘密を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に漏らしてはならないこととします。ただし、当社およびワランティマートは本規約の履行に必要な範囲において、本サービスの申し込み時における使用者の個人情報の取扱いに関する承諾をもって使用者の個人情報を含む必要な情報を、対象製品の修理担当会社、運送会社等の委託先等に提供できるものとします。

第１３条　　交換部品の所有権

本サービスの履行により交換した不良部品は全てワランティマートの所有に帰属するものとします。

第１４条　　賠償責任

いかなる場合においても当社およびワランティマートは、当社およびワランティマートの責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。

第１５条　　サービスの利用停止

１．使用者および当社は、相手方がこの規約の定める条項に違背し、損害を生じるに至ったときは相手方に催告を行った後、文書によって当該使用者の本サービスに係る契約を解除し、本サービスの利用を停止することができるものとします。

２．使用者が次のいずれかに該当する場合は、当社は、当該使用者の本サービスに係る契約を解除し、本サービスの利用を停止することができるものとします。

a. サービス申込書に、虚偽の事項が記載されていたことが判明した場合。

b. 本規約に違反した場合。

c. 本サービスの運営を妨げる行為を行った場合。

d. 本サービス提供の対象外の事由で、加入製品が滅失した場合。

e. 加入製品が譲渡、継承または販売され、名義および使用人が変更になった場合。

f. その他、当社が不適切と判断した行為を行った場合。

３．本条第１項、第２項により本サービスの利用を停止された場合でも、本サービスの料金の全部または一部は返金されないものとします。

４．自然故障時の全損認定で代替機の提供が行われた場合には本サービスは終了し、その利用は停止します。

第１６条　　反社会的勢力等の排除

１．使用者は次の各号に定める事項を表明し保証するものとします。

a. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力等」という）ではなく、今後ともそのようなことはないこと。

b. 自らが、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、今後ともそのようなことはないこと。

２．使用者が前項に違反した場合は、本サービスをはじめとする当社ならびにワランティマートとの一切の契約関係について、なんら催告することなしにその全部または一部を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとします。

３．前２項により契約を解除された場合は、使用者は当社ならびにワランティマートに損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとします。

第１７条　　本サービスの中断

天災地変・戦争・暴動・内乱・法令の改廃制定・公権力による命令処分・同盟罷業その他の争議行為・輸送機関の事故その他不可抗力により、本サービスの提供を中断することがあることを、使用者は了承するものとします。

第１８条　　見解相違の場合

故障および損害の認定などについて、当社およびワランティマートと使用者等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができます。

第１９条　　その他留意点

記憶装置を持つ製品のデータに関しては、本サービス対象外とし、データの管理等は加入者自身の責任において行うものとします。

第２０条　　損害賠償

当社が本規約に違反したことにより加入者が損害を被った場合、当社の負う損害賠償の範囲は直接生じた通常の損害に限るものとし、いかなる場合であってもその上限は加入製品の代金相当額とします。

第２１条　個人情報の取扱い

当社における、使用者の個人情報の取扱いについては次の通りとします。

１．個人情報の利用目的：連絡・配送等、本サービス履行のため、アフターサポートのため

２．個人情報の第三者提供については当社の委託先に「E-mail アドレス、学校名、学籍番号、お名前、ご住所、電話番号」についてデータ送付、郵送、手渡しにより提供することがあります。なお、提供先とは、個人情報取扱いに関する契約を締結しております。

３．個人情報の開示、訂正、利用停止等

個人情報の開示、訂正、利用停止等につきましては下記の問合せ先までご連絡ください。ご本人であることを当社が確認できた場合には、お申し出に基づき、速やかに対応いたします。

４．当社の個人情報保護管理者

CPO（個人情報保護管理者）　アドミニストレーション担当執行役員

個人情報保護方針：　http://www.synnexinfotec.co.jp/privacy/

５．利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用・提供の停止等に関するお問合せ、苦情・相談受付先

シネックスインフォテック株式会社

個人情報保護事務局　　TEL：03-5665-8551／FAX：03-5665-8530

e-mail　：　privacy@synnexinfotec.co.jp

６．認定個人情報保護団体の対象事業者における、個人情報の取扱いに関する苦情の解決の申出先

一般財団法人日本情報経済社会推進協会　個人情報保護苦情相談室

住所〒106-0032　東京都港区六本木 1-9-9　六本木ファーストビル 12F

電話番号　0120-700-779

お申出電話の録音について：お電話での苦情等のお申出の際に、申出内容を正確に把握し対応をさせていただくため、通話を録音させていただくことがあります。

録音させて頂いた内容については、苦情等の解決のために利用いたします。

（リンク先：http://www.jipdec.or.jp/protection_org/complaint_processing.html）

第２２条　　変更

当社は、本規約の内容を変更する必要が生じた場合は、Web への掲載を含む当社が適切と判断する方法により使用者に対し通知を発することにより変更できるものとします。

第２３条　　管轄裁判所

使用者と当社の間で、本規約に関して訴訟が生じた場合、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

【修理連絡先および本サービスに関するお問い合わせ先】

株式会社ワランティマート

0120-977-445

修理受付時間　24 時間（365 日）

※対応は 10:00～19:00（365 日）となります。